

～ 幼児教育・保育無償化に関する F A Q ～

問 1. 全ての児童が無償化の対象ですか？

答 1. 「3 歳から 5 歳までの児童」と「0～2 歳児までの町民税非課税世帯の児童」が無償化の対象です。

問 2. 無償化の適用を受けるためには手続きが必要ですか？

答 2. 無償化の適用のため、まず、給付認定を受ける必要があります。

従前からの制度である『子どものための教育・保育給付』の第 1 号、第 2 号、第 3 号の認定か、新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第 1 号、第 2 号、第 3 号の認定を受ける必要があります。

『子どものための教育・保育給付』

児童年齢	保育が必要な事由に該当する	保育が必要な事由に該当しない	利用施設
0～2 歳児 (4/1 時点年齢)	第 3 号認定	—	保育所、認定こども園、地域型保育施設
満 3 歳児以上	—	第 1 号認定	幼稚園(新制度移行園)、認定こども園
3～5 歳児 (4/1 時点年齢)	第 2 号認定	—	保育所、認定こども園、地域型保育施設

『子育てのための施設等利用給付』

児童年齢	保育が必要な事由に該当する	保育が必要な事由に該当しない	利用施設
0～2 歳児 (4/1 時点年齢)	第 3 号認定 (※非課税世帯)	—	認可外保育施設、預かり保育、一時保育、病児・病後児保育、ファミサポなど
満 3 歳児以上	—	第 1 号認定	幼稚園(新制度未移行園)
3～5 歳児 (4/1 時点年齢)	第 2 号認定	—	認可外保育施設、預かり保育、一時保育・病児・病後児保育、ファミサポなど

問3. 認定はどのようにして受けるのですか？

答3. 保育所や認定こども園などの利用施設や現在の認定状況などによって、認定の申請方法等が異なります。下記に一般的な例を記載しておりますのでご覧ください。

【認可保育所】

⇒ 『子どものための教育・保育給付』の第2号認定を受けている児童の保育料（満3歳になった後の4月1日以降の保育料）は、新たな申請をすることなく無償化となります。

また、『子どものための教育・保育給付』の第3号認定を既に受けている児童も新たな申請をすることなく、町民税非課税世帯に限り無償化となります。

【認定こども園・（新制度移行）幼稚園】

⇒ 『子どものため教育・保育給付』の第1号の認定を受けている児童の保育料は、新たな申請をすることなく無償化となります。

ただし、第1号認定を受けていて、教育標準時間以外の“預かり保育”の利用料も含めて無償化の対象とするためには、新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第2号（3歳以上児）か、第3号（0～2歳児で非課税世帯の児童）の認定を受ける必要があります。

認定には保育の必要性の確認が必要です。申請書提出の際には、保育が出来ないことを証明する書類（就労証明書等）を添付していただきます。

【（新制度未移行）幼稚園】

⇒ 新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第1号認定を受けることで、教育標準時間の保育料が無償化されます。

また、教育標準時間以外の“預かり保育”の利用料も含めて無償化の対象となるためには、『子育てのための施設等利用給付』の第2号（3歳以上児）か、第3号（0～2歳児で非課税世帯の児童）の認定を受ける必要があります。

認定には保育の必要性の確認が必要です。申請書提出の際には、保育が出来ないことを証明する書類（就労証明書等）を添付していただきます。

【認可外保育施設】

⇒ 無償化を受けるためには、申請が必要となります。（※なお、令和6年10月1日以降は、原則として、基準を満たす施設のみが無償化の対象となります。）

新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第2号（3歳以上児）か、第3号（0～2歳児で非課税世帯）の認定を受ける必要があります。

認定には保育の必要性の確認が必要です。申請書提出の際には、保育が出来ないことを証明する書類（就労証明書等）を添付していただきます。

（※保育の必要がない児童は本無償化の対象となりません。）

また、認可外保育施設のみ希望されて入所される方については、上記申請書と併

せて、理由書の添付をお願いいたします。

なお、利用状況によっては、一時保育やファミサポの利用料も無償化の対象となります。

【森のようちえん等】

⇒ 無償化を受けるためには、申請が必要となります。（※なお、令和 6 年 10 月 1 日以降は、原則として、基準を満たす施設のみが無償化の対象となります。）

新たな制度である『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号（3 歳以上児）か、第 3 号（0～2 歳児で非課税世帯の児童）の認定を受ける必要があります。

認定には保育の必要性の確認が必要ですので、申請書提出の際には、保育が出来ないことを証明する書類（就労証明書等）を添付していただきます。

（※保育の必要がない児童は本無償化の対象となりません。）

また、森のようちえんのみ希望されて入所される方については、上記申請書と併せて、理由書の添付をお願いいたします。

なお、利用状況によっては、一時保育やファミサポの利用料も無償化の対象となります。

※上記にかかわらず、「とっとり森・里山等自然保育認証園制度」により、県・町補助事業において、無償化の対象となる場合があります。

問 4. 幼児教育・保育無償化では、全ての費用が無料となりますか？

答 4. 給食費や延長保育料、通園バス代等は（国の）無償化の対象外となります。

また、保育所や認定こども園などの利用施設や認定の状況によって、無償化の対象費用の項目や限度額が異なります。下記に一般的な例を記載しておりますので、ご覧ください。

【認可保育所】

⇒ 第 2 号認定児童の保育料（満 3 歳になった後の 4 月 1 日以降の保育料）は 0 円となります。また、第 3 号認定児童は、町民税非課税世帯に限り 0 円となります。

【認定こども園・（新制度移行）幼稚園】

⇒ 第 1 号認定児童の保育料は 0 円となります。

『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定児童は、上記保育料に加えて、預かり保育の利用料が日額 450 円、月額 11,300 円を上限（第 3 号認定児童で町民税非課税世帯の場合は、日額 650 円、月額 16,300 円を上限）として無償化されます。

【（新制度未移行）幼稚園】

⇒ 『子育てのための施設等利用給付』の第 1 号認定児童の保育料は、入園料も含めて月額 25,700 円を上限として無償化されます。

『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定児童は、上記保育料に加えて、

預かり保育の利用料が日額 450 円、月額 11,300 円を上限として無償化されます。

【認可外保育施設・森のようちえん】

(※令和 6 年 10 月 1 日以降は、原則として、基準を満たす施設のみが無償化の対象)

⇒ 『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定児童の保育料は、一時保育や病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの利用料を含めて、月額 37,000 円を上限として無償化されます。

『子育てのための施設等利用給付』の第 3 号認定児童（非課税世帯）の保育料は、一時保育や病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの利用料を含めて、月額 42,000 円を上限として無償化されます。

問 5. これまで、第 2 号認定（満 3 歳以上保育認定）であって、給食費（副食費）は保育料に含まれていたのですが、今回の無償化によって、給食費（副食費）を負担することになりますか？

答 5. 無償化の実施にあたり、国の制度によって副食費が免除される範囲（要件）が定められており、給食費の金額も施設によって異なります。下記に一般的な例を記載しておりますので、ご覧ください。

【認可保育所】

⇒ 第 2 号認定児童の副食費は国が示す標準的金額に基づいた金額となります。国制度としては、年収約 360 万未満の世帯の児童及び年収約 360 万以上の世帯で国多子カウント第 3 子以降の児童が副食費の免除対象となります。

なお、第 3 号認定児童の給食費は、今までどおり保育料に含んで徴収します。

【認定こども園・（新制度移行）幼稚園】

⇒ これまでどおり、施設が定めた給食費を支払っていただきますが、国制度によって、年収約 360 万未満の世帯の児童及び年収約 360 万以上の世帯で国多子カウント第 3 子以降の児童が副食費の免除対象となります。

【（新制度未移行）幼稚園・認可外保育施設・森のようちえん等】

⇒ これまでどおり、施設が定めた給食費を支払っていただきます。

問 6. 無償化はいつからスタートし、保育料の支払い方法などはどうなりますか？

答 6. 無償化は令和元年 10 月 1 日（10 月分保育料）から実施されます。

利用施設によって無償化給付が異なります。下記に一般的な例を記載しておりますので、ご覧ください。

【認可保育所】

⇒ 第 2 号認定児童（満 3 歳になった後の 4 月 1 日以降の児童）並びに第 3 号認定児童（町民税非課税世帯）の保育料は 0 円となります。

【認定こども園・（新制度移行）幼稚園】

⇒ 第 1 号認定児童の保育料は 0 円となります。

『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定児童と第 3 号認定児童（町民税非課税世帯）の預かり保育利用料については、一旦保護者の方が施設へ利用料を支払っていただき、その後保護者からの請求に基づき、日額 450 円、月額 11,300 円を上限（第 3 号認定児童（町民税非課税世帯）の場合は、日額 650 円、月額 16,300 円を上限）として、町が直接保護者の口座へ振込をおこなう“償還払い”という方式をとらせていただきます。

【（新制度未移行）幼稚園】

⇒ 『子育てのための施設等利用給付』の第 1 号認定児童の保育料については、施設が保護者に代わって請求をおこない、入園料も含めて月額 25,700 円を上限として、町が施設の口座へ振込をおこなう“法定代理受領”という方式を基本とさせていただきます。

なお、月額上限を超える保育料が発生する場合は、保護者の方が直接、施設へ差額を支払っていただくこととなります。

また、『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定児童と第 3 号認定児童（町民税非課税世帯）の預かり保育利用料については、一旦保護者の方が施設へ利用料を支払っていただき、その後保護者からの請求に基づき、日額 450 円、月額 11,300 円を上限（第 3 号認定児童（町民税非課税世帯）の場合は、日額 650 円、月額 16,300 円を上限）として、町が直接保護者の口座へ振込をおこなう“償還払い”という方式をとらせていただきます。

【認可外保育施設・森のようちえん】

⇒ 『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定児童、第 3 号認定児童（町民税非課税世帯）の保育料は、一時保育や病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターの利用料も含めて無償化の対象費用となることから、一旦保護者の方が施設へ利用料を支払っていただき、その後、保護者からの請求に基づき、それぞれ月額 37,000 円、月額 42,000 円を上限として、町が直接保護者の口座へ振込をおこなう“償還払い”という方式を基本とさせていただきます。

なお、月額上限を超える利用料が発生する場合は、保護者の方がご負担いただくことになります。

問 7. 預かり保育料など“償還払い”となる利用料はいつ頃請求し、いつ頃返金（支払）されるのですか？
--

答 7. 原則、3 カ月分ずつ・年に 4 回の支払いをおこないます。(例：10 月から 12 月までの利用分を翌年 1 月中旬頃までに保護者の方から町へ請求していただき、町は、2 月中に保護者の方の口座へ振り込みをおこないます。)

なお、各利用料の支払いがお済みでない場合は、給付（町からの支払い）がおこなえません。

また、認定こども園、幼稚園の預かり保育料や認可外保育施設の利用料については、原則、園を経由して請求していただきます。

問 8. 『子どものため教育・保育給付』の第 2 号認定と、新制度『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定では、認定を受ける基準（要件）がそれぞれ異なりますか？

答 8. 認定を受ける基準（要件）は同じです。

問 9. 『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定を受けたのですが、預かり保育は毎月利用が必要ですか？また、優先的に利用させて貰えるのでしょうか？

答 9. 『子育てのための施設等利用給付』の第 2 号認定は、あくまで利用料無償化の対象となるかどうかを認定するものであり、利用を強制するものではありません。(預かり保育の利用料は、利用実績に応じて給付（支払い）をおこないます。)

認定の有無に関わらず、預かり保育の利用に関しては、各施設へ直接ご相談ください。

【 問合せ先 】

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家 493 番地
八頭町役場/町民課

電 話：0858-76-0205

F A X：0858-73-0147